

県外で妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査を受けた方の払い戻し(償還払い)について

県外の医療機関で当市の妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査受診票を使用して健診を受診する場合、医療機関の窓口で一時健診費用をお支払ください。受診後、本市へ申請する事で払い戻し(償還払い)をいたします。



〈申請方法〉

受診後、申請に必要なものを添えて健康推進課（総合保健福祉センター「かがやき」内）または、各支所の窓口へ申請してください。

〈申請に必要なもの〉

- ① 妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査受診料償還払い請求書（窓口でお渡しします）
- ② 各受診票（健診結果・受診日・医師または助産師の氏名が記載され押印があるもの）
- ③ 領収書・明細書の原本（医療機関名・受診日・受診者氏名・保険診療を除いた健診料金が明記され、領収印があるもの）
- ④ 妊産婦健康診査：妊産婦本人名義の通帳
新生児聴覚検査、乳児健康診査：保護者名義の通帳

〈対象者〉

1. 受診日に常陸大宮市に住民票がある方
2. 常陸大宮市の妊産婦・乳児健康診査及び新生児聴覚検査受診票の交付を受けた方

〈払い戻し(償還払い)金額〉

受診票ごとに市が定めた公費負担限度額と実際に健診費用として支払った額のいずれか少ない額を払い戻し(償還払い)いたします。

※項目にない健診や検査等は、払い戻しの対象となりません。